論点	SB13 まで	SB13 終了時	COP6で	議長による最終提案(11/23付)	ハーグCOP6での最終提出公式文書
Alexton	Ø	交渉テキスト内容 注1)	Ø		(11/24付) 注2)
	動き	, ,	ポイント		( ,, ,= ,
1.	京都議定	AN58(F.資金供与)	・ODAが	Box. B	CMP, Option A
· · · (資金の)追加性	書では「認			 ・ CDM プロジェクトの公共資金は現在の	
(Additionality)	証された事	追加されるもの	かどうか。	ODA に追加的なものでなければならな	じく、附属書    国の資金供与義務に対し、(明確に追加的である)(その
, ,,	業活動がな	234 2 1 4 3 4	・商業的	l I.	代用にはならない) (分離されるものであり、その助けになるものに勘定さ
	い場合に生	<u>AN83</u> (G.適格性確		·	れない)。)
	じる削減に		トも対象と		・ (商業的 BAU 事業は CDM としては不適格。)
	対して追加				CMP, Option B
	的な削減」	られる	0.0.00		・ 《主旨は Option A と同様》 (商業的 BAU 事業は CDM としては不適
	と記載。	(b)ODAの流用禁止			格。ODAや他の既存の資金公約はCERの獲得には利用できない。議
	- HS +NO	(c)商業的事業の禁止			定書 12 条と、条約 4 条 3,5,7 の実施は区別されることに留意。)
					AN G. 45
					・ 《CMP, Option A と同様。》
					AN H. 63
					・ 《CMP, Option A と同様。》
					・ (設備の追加性は、そのリスクを考慮したプロジェクトの内部回収率が
					%よりも低い場合認められる。EB は国ごとのリスク調整係数と %の
					型がありられている。 数字を決定する。)
					数子を///にする。 /
2 .	ベースライン	D 8	・ベースラ	Box. B	D ' 10-13, Option A
」 - · 適格性確認	等の基本は		インはどの	·	・ Executive Board (EB)の指導のもと、ベースライン設定のガイドライン作成
~= : H   F # # 0		Executive Board (EB)	ように決ま	(EB)は運用可能性のため規則や基準	を (IPCC) か (SBSTA) に要請。
(1)	定するが、	の指導によりベースライン	るのか。	を開発。	・ (1MW 相当以下及び再生可能エネであれば 5MW 以下のものに利用でき
ベースライン問題	詳細はレファ	設定のための指針の作成	(標準 or	・標準化ベースラインという適切な ANI 諸	る基準のベースラインの作成を SBSTA14 に要請。)
	レンスハンド	を要請。	個別)	国平均をベースにしたものを、小規模プ	・(ベースライン設定のガイドラインと信任手続きの勧告を SBSTA に要請。)
	ブックによ		(決定主	ロジェクト(_MW 以下)や再生可能工	・(リファレンスマニュアルに上記内容を含めるよう EB に要請。)
	る。	<u>AN64</u> (G.適格性確		ネルギープロジェクト(_MW 以下) に適	D ' 14-16, Option B
	•	認)	, ,	用可能。	・EB の指導のもと、CDM 活動が無い状態に加えて、人為的な排出削減
		・事業活動は指定された		・EB は これら特定のプロジェクトタイプの	(と人為的な吸収原の拡張)を決定するベースライン設定のガイドライン作
		運営組織によって評価。		優遇措置について、推薦事項を作成	成を依頼。

論点	SB13 まで	SB13 終了時	COP6で	議長による最終提案(11/23付)	ハーグCOP6での最終提出公式文書
	の	交渉テキスト内容 注1)	の		(11/24付) 注2)
	動き		ポイント		
	### C	AN93(G.適格性確認) (a)事業固有のベースライン (b)複数事業のベースライン AP-B2 CDMレファレンスマニュアル記載内容 (a)ベースラインの設定(b)追加性、の種類(c)モニタリング		し、提出することが求められる。	成を依頼。 ・ベースライン設定のガイドラインと信任手続きの勧告を SBSTA に要請。 SBSTA 15 の前までに。 ・リファレンスマニュアルに上記内容を含めるよう EB に要請。 D ' 17-18. Option C ・ベースライン(や閾値、モニタリング)の手法に関する勧告とガイドラインの草案の作成を SBSTA に依頼。  AN H. 73 ・Option 1: ベースラインは 一つのプロジェクトの詳細を基準に設定。・Option 2: ベースラインは 一つのプロジェクトの詳細を基準に設定。・Option 2: ベースラインは 一つのプロジェクトの詳細を基準に設定・Option 2: ベースラインは 一つのプロジェクトにはプロジェクト詳細をベースにするのみとする。) AN H. 74 ・プロジェクト参加者は以下のベースラインのうち (一番低い)(一番種に適切である)ものを選択可能。 (a) 存在する現在の、及び過去の排出 (b) 設営への障害を考慮した上での経済的な技術による排出 (c) (Option 1.過去2年間に実施された活動の良い方から20%の平均の排出 Option 2.過去5年間活動の平均排出など、比較可能な最近の活動のもの) AN H. 75 ・(重工業 エネルギー産業の新規活動には少なくとも過去3年間に建設されたものの良い方から20%のレベルのものをベースラインと選ぶ。エネルギー産業には、ホスト国の新規プロジェクトに使われる燃料構成により決定される。燃料が同定できない場合は、一番少ないエネルギー強度のものを選択。) AN H. 76 ・(LULUCF活動がベースラインはプロジェクトの寿命(ベースラインの選択即ちプロジェクト毎がマルチプロジェクトか)(ベースライン所表)(グッドプラクティス、)永続性、漏洩、追加性、責任に考慮。) AN H. 77 《議論されていない項目》

論点	SB13 まで	SB13 終了時	COP6で	議長による最終提案(11/23付)	ハーグCOP6での最終提出公式文書
	の	交渉テキスト内容 注1)	の		(11 / 24 付 ) 注 2 )
	動き		ポイント		
					・ (LULUCF 活動による緩和の効果が永久なものではないことに関連して以
					下のことを適用する。
					(a) 期限付きの CER "temporary CER =T-CER"とする。
					(b) T-CER の期限前に緩吸力果が逆転するような場合は、プロジェクト実
					施者はキャンセルされる分の移転の責任を持つ。置換されたものは残し
					余期間よりも長く有効なものとする。運営組織にT-CERの発行前に、
					それらの財政的な保証、割り当て量の蓄えなどがあることを提示。
					(c) T-CER 発行後、規則的にモニターする。モニターに失敗した場合、(b)
					のキャンセルとみなす。
					(d) 期限終了時、緩和効果が存続している場合や、プロジェクト実施者が 十分な保証を呈示した場合、新規 T-CER が発行される。)
					<del>/ (( ) 1 )                              </del>
					(a) 附属書 I の適切な平均に基づき、限られた基準ベースラインを用いてよ
					\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
					(b) (EBで定められる)(COP/MOPで承認される)他のものを用いてよい。
					・ Option 2: AN H 67の CDM 活動のために、プロジェクト実施者は、承認さ
					れた地域的もしくは地球規模のデフォルトのベースライン、基準の寿命、単
					純なモニタリング手法を用いてよい。
					AN H. 79
					・同じような小規模プロジェクトは東ねられ、適格性、認可認証の上で個々
					<u>の独自性を損なわず、一つのものとして登録</u> 可能。 AN H. 80
					ANTI: 00
					るプロジェクトは、プロジェクト固有ベースラインを用いる。)
					AN H. 81
					・ベースラインの開発には、国内政策、環境、地域の燃料利用可能性、電
					源拡張計画、経済状態など考慮される。
					AN H. 83
					・ (プロジェクトの信用期間 crediting period として、実施者は以下の中から
					選択しなければならない。
					(a) 単一の信用期間: 以降はプロジェクトは無効。ベースラインは一定。(i)プ
					ロジェクトの運用寿命 (ii)(排出削減活動の場合)(15 年) (LULUCF

論点	SB13 まで	SB13 終了時	COP6で	議長による最終提案(11/23付)	ハーグCOP6での最終提出公式文書
	の	交渉テキスト内容 注1)	の		(11 / 24 付) 注 2)
	動き		ポイント		
					活動の場合は)(_年)。
					(b) プロジェクト実施者により5年毎に信用期間を更新。運営組織が安全な
					継続性とベースラインの見直しをする。
					(c) (LULUCF 活動に関しては、信用期間について正当な根拠が必要。)) AN H. 84
					・(再生可能エネについては、15 年の信用期間を用いる。5 年毎に信用期
					間を更新し、運営組織が安全な継続性とベースラインの見直しをする。)
					<u>AN H. 88</u>
					・プロジェクトの境界は、実施者のコントロール下にあり、活動に属すると考え
					られる全ての人為的資源とする。
					<u>AN I. 93</u>
					・登録されたモニタリング計画の実施は、認証・認定、CERの申請に必要条
					件。
					AN H. 79
					・同じような小規模プロジェクトは束ねられ、適格性、認可認証の上で個々
					の独自性を損なわず、一つのものとして登録可能。
2 .	日本はホス	D 7	・対象とな	Box. B	D ' 8
適格性確認	ト国の判断				・ (ポジティブリスト
	とすべきと主	(再生可能エネ、省エネ、	クトは限	関する国内戦略と合致したものかどうか	● 再生可能エネ
(2)	張している	D S M に限定。)	定されるの		● エネルギー効率改善
事業活動の種類	が、EUは艰		か。	・CDM に原子力施設を用いることを控え	
(Eligibility)	定すべきとの	AN 7 8 (G. 適格性確		る。	● LULUCF活動)
	見解。	認)	認められる	・ポジティブリスト	AN H. 60
		・持続可能な開発を支援	のか。)	<ul><li>再生可能エネ(小規模水力発電など)</li></ul>	<del>ANTI: 50</del>   ・ ( 再生可能エネ、海洋温度差発電、微生物分解、優等エネルギー効率
		するもの。 ・原子力の利用は認めな		● エネルギー効率改善	技術、(交通)(全)部門の省エネを優先的に行う。)
		・原丁川の利用は認めな		<ul><li>■ エネルキー効率以音</li><li>・ CDM に新規植林および再植林を含め</li></ul>	・(原子力の利用は(支持しない)(含めない)。)
		」い。 ・植林、再植林を含む。		る。	・ ((議定書3.3、3.4の手法が確立するまで)吸収源の減少を広げる活動は
		ENT DENCEDO		・森林減少や土地の劣化を防ぐ活動	含めない。)
				は、CDM クレジットを受ける資格はな	・ ((2000 年から第一約束期間の初めまでの) 植林、再植林 ( と森林破壊の
				l I.	防止)を含む LULUCF 活動を含める。)

論点	SB13 まで	SB13 終了時	COP6で	議長による最終提案(11/23付)	ハーグCOP6での最終提出公式文書
	の	交渉テキスト内容 注1)	の		(11 / 24 付) 注 2 )
	動き		ポイント		
3. 組織	の	交渉テキスト内容 注1)	Ø	Box. B CDM の EB の構成 ・ EB の健全性、信頼性、効率的な運営	<ul> <li>(11/24付) 注2)</li> <li>・ ((砂漠化、生態系・流域保全、土地管理の改善に対応するため)炭素隔離を優先的に行う。)</li> <li>AN H. 67</li> <li>・ CDM 活動が以下の場合に追加的。</li> <li>・ 非化石燃料ベースのエネルギー生産活動は(10)(15)(50) MW 以下のもの</li> <li>・ 化石燃料ベースのエネルギー生産活動は(1)(5)(15) MW 以下のもの</li> <li>・ 省エネ活動は(1-5)(5)(10) MW 以下のもの</li> <li>・ 省エネ活動は(1-5)(5)(10) MW 以下のもの</li> <li>・ 立の決定は採択に直ちに有効であり、COP/MOP で決定基準が採択されるまで有効。</li> <li>・ この決定は採択に直ちに有効であり、COP/MOP で決定基準が採択されるまで有効。</li> <li>・ が属書の規定に沿って速やかに CDM を開始。その際 EB の召集など必要な制度の設定を優先的に考慮する。</li> </ul>
				<ul> <li>の多数決でも採択可。</li> <li>COP/MOP 対 EB の意志決定権限</li> <li>・EB は、COP/MOP の権限の対象であり、その指針を受け、また説明責任を負う。</li> <li>CDM を速やかに開始するための機構</li> <li>・EB は、補助機関の次回セッションで選出。</li> <li>・EB は FCCC 事務局のサポートを受ける。</li> </ul>	<ul> <li>Option 1: (COP 事務局の構成人数比を考慮し、小島嶼国から一人を含み、)議定書 I 国、非附属書 I 国からそれぞれ(8)人選出(交代制とする)16 人。</li> <li>Option 2: (COP 事務局の人数比を考慮し、小島嶼国から一人を含み、) UN5 地域からそれぞれ(3)人選出(交代制とする)15 人。</li> <li>ANB. 7</li> </ul>

論点	SB13 まで	SB13 終了時	COP6で	議長による最終提案(11/23付)	ハーグCOP6での最終提出公式文書
	の	交渉テキスト内容 注1)	の		(11 / 24 付) 注 2)
	動き		ポイント		
					D'26         ・ (暫定的) EB の事務的費用(を包含する資金)については、締約国に寄付を求める。これは返還される。         AP A.1         ・運営組織は、法人(国内の法人か国際機関)。         ・必要な専門知識を持った人で構成。
4. 途上国の参加 (participation)	<u>独</u> <u>プロジェク</u> <u>プロジェク</u> <u>プロジェク</u> <u>でを</u> <u>保有をき</u> 韓本 ブブ プ る でな でな でな でな でな でな でな でな でな でな	AN40(E.参加)・議定書を批准し、国別報告を行っている非附属書国は、CDM[に参加できる、から便益を受ける]AN.51(E.参加)・非附属書国が、なか、事か、なか、日本でのコスト、リスク、関係任とする。AN53AN53(E.参加)・非附属書国は事業を正ニタリングする国内当局を指定する。		Box. B         CDM での LDC の参加を促進         ・ LDCs での経験がはキャパシティビルディングに特別な注意。         ・ LDCs での CDM プロジェクトは、適応のための一部収益の徴収を免除。         Box. D         ・ 非附属書 I 締約国による CDM 参加については適格要件を求めない (京都議定書を批准し、12 条規定の約束を達成している締約国であれば CDM に参加可能)。	・ 非附属書 I 国は CDM 活動により便益をうける。その条件は、議定書を
5 . クレジットの互換性 (Fungibility) (Transferability)	<u>互換性なし</u> 中国等 <u>互換性あり</u> アンプレラ グループ	・CERsを次の約束期間 に使うか、別の締約国へ	ら発生す るクレジッ トは売買 可能か。	・CERs が締約国の割当量に加算され、 また附属書Bに基づくその国の割当量を	CMP、Transferability ・ (CERs は他の締約国か、企業に表売(してもよい)(してはいけない))。  CMP、Fungibility ・ (COP/MOP が定める規則や手続きに基づき、排出削減ユニット(と CERs)(と AAU)(と割当量の一部)を交換(してもよい)(してはいけな

論点	SB13 まで	SB13 終了時	COP6で	議長による最終提案(11/23付)	ハーグCOP6での最終提出公式文書
	の	交渉テキスト内容 注1)	の		(11/24付) 注2)
	動き		ポイント		
		割当量を変更するもので	取引で売	が設定する規則や手続きに基づき交換	(1))。
		はない。	買できるの	することが可能。	
			か。		AN C. 28
					・ CER が超過して発行されたとき、運営組織は CER 超過分と等価の
					CER <u>(か AAU)(か PAA)(か ERU</u> )を発行させる。
					AN E. 36
					・ 《国別登録第十上のオプションの一つとして》 (全ての割り当て量の変
					化) <u>(移転されたもしくは獲得した ERU, CER, (AAU)(PAA))</u>
					((AAU)(PAAと)ERU の追加量と CER の)的量)を・・・《 以経論録
					簿に関する記述が続く》。
					AN H. 77(e) (議論されていない項目)
					・ 附属書 I 国は T-CER を遵守に用いてもよい。 締約国は期限前であれ
					ば、他の割当量と置き換え可能。
					AN K. 102 ( c )
					・残った CER を、(参加した実施者と締約国の)(参加した附属書 I 国の)
					登録の計上に(移転)(預金)する。
	L79≐∩⇔≠	A D V 1	Π± Δ	Pov P	AP X. 1
│ 6 . │補足性	EUが主張	<u>AP-X1</u> ·(a)5%×(基準年×5	・日本の	<u>BOX. B</u> ・主に 1990 年以来の国内活動で排出	
(Supplementality)	とひが土城	+割当量)/2	別点日信達成ポー	目標を達成する。この原則の遵守は、	・Option 2:附属書 I 国は国内活動で排出目標を達成する。(25%の使用
(Supplementality)		(b)((1994~2002の1			
		年)×5-割当量)×5			
		0%の高い方を越えては		書 諸国第 4 回国別報告書で報告さ	はならない。
		ならない。	16.	れる。	(a) (5) (25) %×(基準年の排出(あるいは基準期間の平均排出)×5
		・6,12,17条の使用上			+割当量)/2
		限:25~30%			(b) ((1994~2002の1年)×5-割当量)×50%の高い方
		・CERs の使用上限: 2			この上限は、93 年以降の国内対策を通じて、排出削減が約束期間の上
		5 %			限よりも大きかった分まで引き上げ可能。
		・短期的には制限を課す			・Option 4:国内対策を目標達成の主方法とする。 遵守のために割当量の
		が、長期的には自由に利			%の使用上限を設ける。
		用できる。			

論点	SB13 まで の 動き	SB13 終了時 交渉テキスト内容 注1)	COP6で の ポイント	議長による最終提案(11 / 23 付)	ハーグCOP6での最終提出公式文書 (11 / 24 付) 注 2 )
		用できる。			AP X. 2         ・ (CER の (移転域 は) 獲得の かなる上限も議定書 4 条の排出割り当て量に適応される。)         AP X. 3         ・ (CER の (移転域 は) 獲得の正味量についてのいかなる上限も、議定書4 条のもとで運営する個々の締約国に適応される。)
7. 民間の参加		AN49(E.参加) ・国際金融機関及び多 国間基金を含めて民間、 公的な組織は、締約国の 承認を得て事業に参加で きる。	できるの		AN E. 40  ・ (国際金融機関及び多国間基金を含めて) 民間、公的な組織は、締約 国の承認を得て事業に参加できる。 AN E. 41  ・ Option 1, 2: CDM 活動への民間、公的機関の参加を認可する締約 国は、議定書・条約の義務の全責任を負い、参加が手続きと整合性が とれているかを確認する。 AN E. 46  ・ Option 1: CDM プロジェクトは附属書 I 国 ( 及び非附属書 I 国)、国際 金融機関及び他国金融機関を含めた民間・公的機関により、独立しも しくは共同で開発、資金供与、実施されてもよい。 ・ Option 2: 附属書 I 国は資金のなかに、民間・公的機関からの資金を 含めてもよい。
8. CDM の地域分布 と、配分基金	が地域等に	基金を通じて資金供与を	途上国の 双方が納 得容とな	全ての締約国に CDM 参加の機会がある べき。 CDM プロジェクトの公平な分布促	

論点	SB13 まで	SB13 終了時	COP6で	議長による最終提案(11/23付)	ハーグCOP6での最終提出公式文書
Hint	<i>σ</i>	交渉テキスト内容 注1)	0	and between the second control of the second	(11/24付) 注2)
	動き	200 (201)	ポイント		(11,2113) 122)
9.	京都議定	A D - E 1	・先進国	Box. A	D ' 19
基金	書では「非				<u></u>
	附属書	の適応化コストを支援す		SIDs のニーズに対して特別な配慮。	
(1)適応基金	国は利益を	る。	得できる	<ul><li>● 信託資金として GEF の下で設立。</li></ul>	D ' 25
(Adaptation fund)	得る」と定義	<b>ි</b>	内容とな	<ul><li>資金は CDM での徴収配分 (プロジ</li></ul>	
(MaptationTana)	されている。		ろか?	ェクトで発生した CERs の2% プロジ	
	C11(10)		ວທ:	ェクトは、UN実施機関により実施。	10日 するように、附属自じに出って、収未及び能力で作る。 /
				<ul><li>CDM の EB が資金を管理し責任を</li></ul>	AN K. 102 ( b )
				持つ。	・ 附則 C に基づいて、CER の申請に関する事務的費用を包含する資金を
				● COP/MOP は資金提供プログラムや	
				優先性、資格規準について指針を	来り、職に自 12.0 に至りて <u>過ルコスト と助成</u> する。
				後元任、 負債税年に ブロ C相談を 与える。	AP D. 1
				ラんる。 ・適応活動の分類:森林後退の回避、土	・ 気候からの悪影響に脆弱な途上国の支援のために適応基金を設置。 プロ
				地劣化および砂漠化の防止	ジェクトの収益の一部を利用
				地名化のよび砂漠化の防止	AP D. 2
					・管理は(COP/MOP が定める既存の期間か)(資金運営を委任される組
					織)によってされる。
					<u>AP D. 6</u>
					・適応基金による適応活動は、
					(a)国が推進すること
					(b)国の規制、戦略、持続可能な発展のための優先順位と適合性をもつ
					こと
					(c)環境的影響評価の対象となること
					(d)地域の利害関係者を考慮に入れること
					(f)コスト効率性の高い方法で実施すること。
					<u>AP D. 8</u>
					・(森林及び土壌の炭素貯留量を維持する適応策は適応基金を受けられ
					<b>る</b> 。
					・以下の活動に限定。
					(a) ( 自然林の保全 )
					(b) (植生の劣化の回復)
					(c) (危機に瀕した地域の保護)
					(d) (土地劣化の回復))

論点	SB13 まで	SB13 終了時	COP6で	議長による最終提案(11/23付)	ハーグCOP6での最終提出公式文書
	の	交渉テキスト内容 注1)	の		(11/24付) 注2)
	動き		ポイント		
9.				Box. A	
基金				GEF の下で新たな資金窓口を創設。	
				LDCs や SIDs のニーズに対して特別な配	
(2)条約基金				慮。	
( Convention fund )				・GEF の下での特別な窓口。	
				・附属書 II 国による途上国での活動 (技	
				術移転、能力育成 (CDM)、緩和施策	
				を含んだ国内プログラム、経済多様化へ	
				向けての支援)、附属書 I 国による EIT	
				での能力育成に追加的な資金提供。	
				・資金源としては:	
				1. GEF への第三次増資	
				2. 附属書 II 国による自主的な寄付金提	
				供	
				3. 附属書 Ⅱ 国が、初期割当量の X%を	
				基金の登録に回す。附属書 1 国は	
				3.1 条での約束遵守の目的で、17 条	
				の規定によりこれらのユニットを獲得する	
				ことが可能。	
				4. ODA 1977の CFF セウンシュルが其今を答照。ま	
				・現在の GEFカウンシルが基金を管理。基金は COP の特別な指針の下で機能し、	
				金は COP の特別な指針の下で機能し、 責任を負う。これにより GEF は、途上国ニ	
				ーズや優先度によりよく対応し、資金を受け	
				る活動範囲も拡大、手続きと方針も整	
0				備。 Box. A	AN E. 46
9. 基金				<u>DOX. A</u> 適応基金と条約基金に加えて、資金源を	
<b>空</b> 亚				増大させることで合意。締約国は2005年	金融機関及び他国金融機関を含めた民間・公的機関により、独立しも
(3)その他				までに、その合計額が年間10億米ドルレベ	
				ルに達するようにする。下回る場合には、締	
				約国は、6条(共同実施)および/または	•
				17 条 (排出取1)への罰金を課することで	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

論点	SB13まで	SB13 終了時	COP6で	議長による最終提案(11/23付)	ハーグ C O P 6 での最終提出公式文書
	の 動き	交渉テキスト内容 注1) 	の ポイント		(11 / 24 付) 注 2)
				合意。  Box. A  気候資金委員会  COP7 で気候資金委員会を設立し、次の強制事項を課すると決定。 ・GEF、地域開発銀行、世界銀行、UNDP、他の多国間組織のような既存の資金チャンネルや資金提供組織に政策提言を行う。(気候資金の拡充、主流化、モニタリングと評価について)	
10.開始時期	京都議定書で、は2000年以上では、年間では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上では、1000年以上には、1000年の第二十の第二十の第二十の第二十の第二十の第二十の第二十の第二十の第二十の第二十		早期開始 は 可 能 か。		D'27, Option A         ・採戌後(_年)(5年)を過ぎる前に、CDMの(速やかな開始)(設立の促進)(暫定的な運用)を試み、必要な行動をとる。既に登録されたプロジェクトは決定のいかなる改訂からも影響を受けない。         D'28, Option B         ・採択後_年を過ぎる前に、CDMの設立の促進を試みる。既に登録されたプロジェクトは影響を受けない。

注1) D:決議 1、d:決議 2、AN:附属書、AP:附則 出典:FCCC/SB/2000/CRP.14/add.1(Vol.2)

注2 )D': 決議草案、CMP: COP/MOP1での決議草案 AN: 附属書、AP: 附則出典: FCCC/CP/2000/CRP.2、FCCC/CP/2000/CRP.2/Add.1 (尚、この列中の( )は、文章の選択肢がどう残されているかが明確になるよう、文書中の括弧つきを残したものである。また《 》は筆者による編集上のコメントである。)